第6回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　議事概要

○と　き：令和２年2月26日（水曜日）16時15分から17時25分まで

○ところ：議会特別会議室（大）

○出席者：吉村知事・田中副知事・山野副知事・山口副知事・危機管理監・政策企画部長・総務部長・財務部長・府民文化部長・福祉部長・健康医療部長・商工労働部長・環境農林水産部長・都市整備部長・住宅まちづくり部長・教育長・府警本部警備部長・大阪健康安全基盤研究所公衆衛生部長・大阪市健康局主席医務監

【会議資料】

　会議次第

　資料１

資料１−１

　資料２

　資料３

資料３−１

資料３−２

　資料４

　資料５

　資料６

【知事】

* 皆さんお疲れさまです。ご承知の通り、全国において日々陽性者が増え続けているという状況です。本日も、北海道でお亡くなりになられた方が出たという状況ですし、一部の地域においては、クラスターができているような状況でもあります。感染経路がわからないという患者も多く発生している、こういう状況です。
* 大阪においてこれまで様々な対策に取り組んで来ましたが、この全国の状況を見る限り、先手の対応をしっかり打って、対策に取り組んでいかなきゃいけない、というふうに思います。
* 感染が増えてきている北海道においては、本日、北海道内のすべての小中学校の休校を要請するという状況になっているし、大阪は人口も多いということで、急激な感染拡大の防止に努めていかなければならない。そのための事前の対策をしっかりとっていかないといけない、という状況にあると思います。
* 今、大阪で明らかになった症例は、１例目のバスガイドさん1例という状況です。この間、152名の方の擬似症の方の検査をしていますが、全て陰性ということです。ただ、この日本の状況を見る限り、一定程度、感染者がいる可能性があるということを前提にした事前の対策をとっていく必要があると思います。

※資料１、１－１、２、３、３−１、３−２に基づいて、健康医療部長より説明。

【知事】

* まず確認なんですけど、クルーズ客船の下船者で、健康観察中の47名の方で、発熱などの症状が出ている方はいらっしゃらないのでしょうか。

【健康医療部長】

* はい、いらっしゃいません。

【知事】

* 府内の病院に入院されている10名の方の状態は、良好なんでしょうか。

【健康医療部長】

* 患者さんの状態の把握については、検疫所で取り扱ってらっしゃる患者さんですので、10名の方全員が陰性確認を２回していただいて、退院となった時点で検疫所の方からご連絡をいただいて、大阪府としても、医療機関で預からせていただいて、10名の方については対応終了ということをご報告させていただきたいと考えております。

【知事】

* 今、症状が悪化しているなどは聞いていないですか。

【健康医療部長】

* 特に非常に重篤な、命に関わる状況にあるということはお伺いしていないです。

【知事】

* 予備費でPCR機器を、あらたに年度内に１台購入とあるが、いつごろから運用開始するのか。

【健康医療部長】

* 年度内に発注し、大阪府の方では森ノ宮センターに設置いたしまして、大阪市の方で同じように予算措置していただいて、年度内に天王寺センターの方にもう1台整備がされる予定と伺っております。合計２台増えます。

【知事】

* それで検査能力は何人分増えるのか。

【健康医療部長】

* これが2倍になるわけではなくて、検査をされる研究者の方の数が急には増えませんので、目安としては1.5倍ぐらいの能力になるとお伺いしております。

【知事】

* 今回この会議を開いた一番大きな目的が検査体制についてです。
* これまでこの相談センター、つまり保健所が開いている相談センターがあり、そして相談センターにおいて、これは検査が必要と思われるという方を、帰国者・接触者外来へつなぐというルートになっていたわけだと思います。これは現場の保健師さんがしっかり対応されていると思っていますので、引き続きしっかりやってもらいたいと思います。
* 一方で、やはりどうしても保健所によってもばらつきもあると思いますし、それから現場で、患者さんを診る医師の意見と保健所の意見がどうしても合わないという場合もなくはないし、我々の基本方針としては必要な検査はしっかりする。もちろんＰＣＲの限界があるので、その検査能力の範囲内という前提がつきますが、そんな中でもやっぱり必要な検査はしっかりしていくというのが基本的な私の方針です。
* だから最初国が検査基準を出したときも、これはちょっと狭過ぎるんじゃないかと、大阪府は独自に検査基準の範囲を広げると意思表明したのもそういうところにあって、まず実態として、必要な人にできるだけ検査をしていくと。検査能力の限度でそれをきっちりやっていくというのが重要なことです。
* 保健所の相談センターから帰国者・接触者外来へというルートは確立されていますから、しっかりやりながらも、さらに二重に補助的に、重層的に検査体制を強化する必要があると思います。
* そういう意味で、現場の医師がコロナの疑いが非常に強いと、そして保健所と意見が違うというときに、別のルートで必要な検査の取りこぼしがないようにしていく必要があるだろうと思っています。
* そういった意味で、この間、健康医療部と議論を重ねてきたんですが、新たな補充的、重層的な検査体制強化のための窓口として、今回、府の中に医療機関向けの相談窓口を設置したいと思います。ここでは、府の医師２名、うち一人は感染症の専門的な知見のあるメンバーで、ローテーションで対応してもらって、民間の医療機関や、どうしてもこれはコロナじゃないか、でも、保健所と見解が違うというときに、相談できる仕組みというのをぜひ作りたいと思います。
* PCRの能力の限界はあるけれども、やっぱり積極的に検査をしていく必要がある。
* ただもちろん、ここでは医師の方に責任を持って言ってきてもらわないと駄目なので、検査能力の限界はありますから、匿名の相談は受けないし、きちんと記録に残しておくという必要もあるので、後々の検証のためにも録音するべきと思います。一般の府民の皆さんから、心配だからといって検査はできないですし、そうすると完全にパンクしちゃいますから。
* 保険適用ができるまでは無理だと思いますけれども、医療機関の現場の先生が現場の患者を見ている中で、どうしてもこれはコロナじゃないか、検査が必要だというときに、最後に、門をたたくところの制度を作っておく、補助的な制度として。これはぜひ実施をしたいと思います。そういう趣旨でこれを設置しますので、具体的なまわし方については、その趣旨も踏まえて進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。
* 全国の検査数ですが、大阪府は陽性者が1人である状況にも関わらず、検査数152件というのは、全国で比較したら多い方かと思います。実際そうだと思います。他で陽性者が出ているところは濃厚接触者も出てきて、検査もきついはずだけれども、大阪は陽性者1人でも、積極的に検査をしていこうかなというふうに思います。ただ、全国の検査数自体がちょっと少ないんじゃないのかなというふうに思います。これだけコロナが問題となり、陽性者の出るエリアが広くなって、国の方針でも感染者が急に増えた場合は、こういう対策をとってくれというが、急激に増えるかどうかというのは、検査しないとわからないのではと思うし。検査数を見ても、これだけ言われている中で1,000件というのは、きちんと捕捉されているのかというのは、やっぱりおっしゃる通りなんですよ。
* ただ一方で、やっぱり、保険適用しない状態で衛生研究所のＰＣＲ検査しかできないという現状で、希望者全員に検査が到底できるわけじゃないですし、だからそれはわかるんですけど、やっぱり僕は大阪府の方針としては、積極的に検査をしていくと、そういう方向で進めていきたいと思います。皆さんから意見があれば、お伺いしたいが。保健所の皆さんはもちろん、専門的な立場でこれまで通りしっかりやっていただければと思いますが、もう一つの窓口というのはあってもいいのかなと。

【山野副知事】

* 医療体制を崩壊させないために、どういった対策をしていくか、その中でトリアージをしっかりしながら、保健所の窓口で対応するというのが基本なんですが、いま知事がおっしゃったように、検査につなぐルートを作っておくというのはいいことだと思います。その場合には、医療現場で実際にまわしていかなければならないということになると、医師会などの関係団体も含めて、その考え方をしっかりと共有して、それで具体的に現場にこの考え方が浸透し、早期の発見につなげてほしい。

【健康医療部長】

* はい、ありがとうございます。基本方針でもあるように、これから感染拡大したときに、一般の医療機関も含めての役割分担というのが少し遠い先には起こってきますので、今、副知事がおっしゃっていただいたように、コロナ検査を積極的にするというのも大事なんですけども、インフルエンザも非常に感染数として多いわけですから、まず一般の医療機関では、例えばインフルエンザの検査をしていただくとか、そういう理解を広めることも大事だと思っております。このあたり、関係団体ともしっかり意思疎通してやっていきたいと思っています。

【山口副知事】

* 確認ですが、今回新たに検査対象者を拡大したということなんですけれども、拡大することによって初期のコロナ症状に類似しているというか、そういうのをほぼカバーできるというふうに考えていいんでしょうか。

【健康医療部長】

* 今回拡大した、肺炎患者でウイルス性が疑われる方、呼吸器症状の急性憎悪が起こった方等については、基本的にその軽症の段階というのもあれですけども、急に呼吸器の症状が悪くなる方というのを見逃さない。
* そういう方については、いろんな条件を満たしていなくとも、柔軟に積極的に検査に繋げていくと。これおそらく今後、重症患者を見逃さないということに、だんだんと対策の軸足が移っていくと思われますので、今回の拡大した３つのポイントについては、その方向にも沿っていると考えております。

【山口副知事】

* 医療機関と、そういうところの共通認識を持つというのは大事だと思うので、そこのPRというか、そういう浸透を、更にいろんな工夫を使ってやっていただくということが、一番誤解を生まないということになるのかと思うので、よろしくお願いします。

※資料４に基づいて、健康医療部長、福祉部長より説明。

【知事】

* 数字の確認ですけど、一般医療機関へ20万枚、帰国者・接触者外来へ10万枚、あわせて30万枚を配布するんですね。

【健康医療部長】

* はい、危機管理室の備蓄分を融通していただいたものです。

【知事】

* さっきの福祉部の話にもあったんですけど、マスクが不足している。これはみんな不足しているとは思うんですけど。例えば新型コロナに必要な対策をやっているところで不足しているから、マスクを渡すというのも一つの考え方だと思います。それは帰国者・接触者外来だと思いますから、これをやっていきますけど。そうではなくて、みんながマスクが不足するから、福祉機関や医療機関も、一般医療機関も入っていますから、クリニックなども入れれば無数にあるわけじゃないですか。本来、努力して手に入れていただくものを、府が配るとなったら、基準もなく配っていったら、すぐ底をつくんじゃないのかなっていう気もちょっとするんですよね。大阪の医療機関は、いくつあるんですか。

【健康医療部長】

* クリニックをいれますと、病院が500、クリニックが8,000ありますので、とてもカバーできるところではないです。府が配るのはあくまで応急の措置で、当面、来週マスクがないということに対する対応であります。
* 基本的には増産していただいて、それが卸を通じて医療機関にきっちりと届くという体制を整えていただかないと、これはどうにもならないというのが事実かなと思います。

【知事】

* 必要な方にどんどん配布するっていうのは必要と思うんですよね。マスクを国が安定供給をすると言っていましたが、その時までは繋ぎとしてですけど。その時期がちょっとずれてきたり、見えてこない中で、どこまでするのかっていうのをよく考えないと。難しい問題ですけどね。本当に難しい問題で、例えば8,000あるわけですから、8000のクリニックももう十分足りているというところは一つもないと思います。でもそこは、皆、自助努力をしてなんとか取得するとか、他の医療機関から融通してもらうとかいろいろなことをして、取得していく。そうではなくて、府からもらえるとなったら、一挙に枯渇するのではないか。本当に必要なときに必要なものを配れなくなるんじゃないかなという、そういう懸念もあります。
* ただ僕が医療機関であれば、経営者として、府へ言ったらもらえるのか、くださいよって言うが、1つの医療機関ではありません、8,000あるわけですから。一挙に枯渇するのではないか。

【健康医療部長】

* ただ、府が配る枚数自体が、医療機関にとっては正直微々たる数なんです。ですから当面、来週困るという方に、保健所から限定して配布していただくという考えでいきたいと思っています。

【知事】

* 具体的には帰国者・接触者外来はわかるんですよ。コロナ対策を直接やっている場合は、コロナ対策で必要だからという話で、58の医療機関。それ以外の11の保健所を通じて、一般医療機関へというのが、どういうふうに配るのか。

【健康医療部長】

* 声が上がっているのは、やはりこれだけ感染症について、蔓延するのではないかという不安があるということで、医療機関サイドでも例えばきちっとマスクをして診療するということが徹底されてきているということで、そこの需要が高まっているという実態がある、そういう声は上がってきています。
* だからおっしゃっていただいたように、中期的な措置では全くありませんので、当面、目の前の不足に対応するための緊急支援だという理解でおります。

【知事】

* 緊急支援は必要だと思うんですけど、その視点を持って進めていってください。
* いつになったら国からの供給は確実に増産されますよと、これが見えたら、その間の計画は立てられますけど。それが延びてしまったときに、マスクを全部配りきって、逆に、コロナに必要な帰国者・接触者外来にはなくなってしまったでは、いやそれは、一般の医療機関はちょっと我慢してとなってくると思うんです、そこのさじ加減は難しいですけど。

【健康医療部長】

* そうですね、はい。国の方に明日要望するというのと、国のほうでも全国的に医療機関で同じ状況が起こっているということで、一括して一定の水準まで国が支援するという検討も始まっているようです。
* 一定の水準までマスクを補強するという、それも、すごい数ではないんですけども、始まっているというのが一点。それと、業界の卸に確認しますと、増産は確かにされていると。需要と供給のバランスがまだ整ってないと。きちんと届くべきところにまだ十分届いてないということですので、ここの状況の把握ですね、いつになったらきちんと卸にマスクが届くのかというのは、しっかり情報収集していきます。あまりお答えになってないんですけども。

【知事】

* いや、答えは出せないと思うんですよ。問題意識は、そうですよね。
* 国は備蓄を持っているんですかね。ニュースで見た限りでは、国が備蓄を持っていて、自治体で大変なところには配っているとのことだが。実際そうなんですか。

【健康医療部長】

* 備蓄を活用されるのかどうか、ちょっと定かではないんですけども、本当に足りなくなったときに、一定数まで支援をするということを今検討されているようです。
* ただ、それも必要数分全部を支援されるというのではなく、大阪府と同じ考えで、当面、帰国者・接触者外来に限った支援を行うというふうに聞いております。

※資料５に基づいて、商工労働部長より説明。

【知事】

* セーフティネット保証の拡大は、国にも求めてきましたし、非常に重要だと思うんですよ。選択肢の幅がかなり広がってきますので、ぜひこれを実施していきたいと思います。実施するかどうかについて、最後は都道府県で決めるのか、国が全国一律で決めるのか。

【商工労働部長】

* 4号につきましては、2月の21日に、国にこの要件でやりたいということを申請しました。これが3月の初旬くらいに、国から審査結果をもらえるということで、そこから発動していく。この要件でやっていいというのは、最終的に国が了解してくれるものです。というか、申請したことに対する評価をもらうと。
* このセーフティネット保証は、現在も中小企業の経営が悪化しているところに対しては、ここに書いてありますけど150業種を対象に使える制度でございます。しかしそれは金融機関ごとの金利に任されているが、今回、この５号の拡大予定業種152業種をチェックしましたら、宿泊業者とかが入ってないんですね。今、国が拡大予定業種を指定していきますが、それが指定されて発表されたら、同時にコロナ対策として、我々としては、この1.2パーセントで決定した金利でやらせてもらう。我々の特色はこの1.2パーセントで、３つを走らせるということ。ここは府独自のところ。

【知事】

* 始まる時期というのは、それぞれ都道府県で違うんですか。申請は都道府県がやるんですよね。始まる時期はバラバラですか。

【商工労働部職員】

* 国が決めます。告示がされますので。近畿２府４県は、全府県が申請していると聞いています。

【知事】

* このセーフティーネット保証は要件がそれぞれ違いますけど、1.2パーセントは大阪府としては固定するし、４号については、保証協会が100％リスクを負担するということと、これは一般枠じゃなく特別枠になると思いますが、おそらく利用者から見たら新たな選択肢が広がって、需要もですね、今回このコロナで継続的に打撃をうけている、大阪の中小企業者、個人事業者が多いので、そこに対しての周知をしっかりしないといけないと思います、活用してもらうよう。
* 周知よろしくお願いします。

【商工労働部長】

* はい了解しました。丁寧に、個別に本当に対応していきたい。

※資料６に基づいて、教育長より説明。

【知事】

* まず確認ですけど、資料６　１感染者が確認された場合の※印のところですけど、感染者の行動履歴が、他校との合同行事に参加した、部活動で他校生と交流したとか、個別の状況に応じて、複数校を休校にすることを検討するとあるが、これは在学生に限らず、在学生と同じように評価して判断するということですか。在学生に限らないという趣旨でしょうか。
* 典型的な例は、aさんがA高校に通っていた場合、A高校は休校となる。
* aさんがB高校に合同部活動に行ったら、B高校も休校にする。
* B高校は感染者が出てないのになぜ休校にするかといえば、それはaさんがB高校の在学生と同視できるからということか。

【教育長】

* そういう考え方です。

【知事】

* ちなみにこの休校の措置というのは、14日間ということでいいんですね。

【教育長】

* 14日以外にメルクマールがありませんので、14日にしたいと考えています。

【知事】

* 濃厚接触者の場合、ちょっと難しい判断が求められるときもあると思うんです。
* 例えば先ほどの例で、aさんが陽性者だったときは、A高校を休校にするのは明らかですが、aさんの兄弟のbさんがB中学に通っている場合、学級閉鎖か閉校になるのか。
* B中学では陽性者が出ていないので、今回は出席停止にはならないのですね。

【教育長】

* まず、文科省はbさんを出席停止にすべしという通知を出しています。
* ですから、当該濃厚接触者だけが学校に来ないという状況を作ることができます。
* ただ、それだけで、他の生徒、保護者の不安の解消につながるかというところが一番のポイントで、私共としては影響の大きな部分かと考えていますが、保護者の不安の払しょくという視点で、こういう案を作っております。

【知事】

* そこは賛成なんです。一方で、情報を公開したくないような場合、コロナで出席停止になった場合は、みんなにわかるのか。

【教育庁職員】

* 一定、ご本人のご意向もあるでしょうけれども、一般的には、どういう理由で出席停止になっているのかっていうことを、他の生徒に言うことはありません。
* ただ、一方で学級閉鎖や学年閉鎖をするっていうことであれば、それはきちんと校長から全部説明するという前提になります。

【知事】

* 例えばaさん、bさんのようにその学校で陽性者が出た場合はわかりやすいんですけど、もっと言うと、自分の父親や母親が陽性者になったときの子ども、つまり濃厚接触者が通う学校は、出席停止になりますか。今まではそういうことになっていたんですか。理屈でいうと、出席停止になるわけですよね。

【教育庁職員】

* 今、国からの指示はそうですが、現状として今そういう事態は府立学校では存在していません。

【知事】

* いま、全国で陽性者は何人くらいか。

【健康医療部長】

* 現在、陽性者約200名ほどですが、濃厚接触者が出席停止ということにはなっていません。
* 新たな文科省の通知ではそうなっていますが、濃厚接触者は基本的に、自宅待機を任意でお願いして健康観察をさせていただくという措置でした。ですから濃厚接触者がいることで、学校を一部休業、全部休業にするにあたっては、その状況に応じて、その方の個人情報や人権上の配慮など、極めて十分な配慮が必要だと思います。

【教育長】

* 可能な限り特定をせずに、学校としてのリスク対応として理由は言わなければならないかもしれませんが、誰がということは特定を避けるということを当然配慮しなければならない。

【知事】

* 陽性者の家族の方が、これは絶対外には言わないでくれと言った場合、学校としては、どう対応することになるのか。出席停止にはしているのか。
* 例えば父親が陽性者で、子どもは元気にしており自宅待機させるから、絶対に言わないでくれというとき。
* インフルエンザだと学級閉鎖の基準があるが、１人が休みになってすぐ学校閉鎖となったときは、噂も立つでしょうし。学校が板挟みにならないか。

【教育長】

* そのリスクはあると思います。
* その子を守るということを第一に考えつつ、一方で学校としては他の保護者へどう説明するかもある。
* 一部または全部の臨時休業とするにあたり、リスク管理のなかで、こういうときはこうするということは、少し詰めていかないといけないだろうと思います。

【知事】

* ここで一定の指針を示すんですが、個別事情の例外は認められるのか。
* これは指針という理解でよいか。

【教育長】

* 大きな考え方ということです。
* つまり原則としてということですので、必ずこうしろということで申し上げませんし、市町村へは要請事項になりますので、市町村における判断を優先すべきということです。
* ただ府立のことは私どもで判断しなければなりませんので、少し相談させていただきまして、個別のケースを想定しながら、この場合はこうしようということを具体的にシミュレーションする必要があるかと思います。
* ですから、濃厚接触者が確認された場合の考え方は資料のとおりでいきたいと思いますが、具体的な運用は非常に慎重にやるべきものと思っています。

【知事】

* 文科省の基準はちょっとわかりにくいところもあるので、今回は具体的な方針を示して、府内の小中高校で、これでいくというのは相当。今回具体的に示しているので、これでいくべきだと考えます。
* 最後は、いろんな個別事情があるから、教育委員会と教育長と相談しながら、首長判断になるでしょうね。そういう理解でいいですかね。

【教育長】

* よろしくお願いします。

【事務局】

* そうしましたら最後の議題、括弧4のその他で1項目ございますので、趣旨説明をさせていただきます。

【健康医療部長】

* 府が主催するイベント等の中止につきまして、各部局にご協力いただきまして、大変ありがとうございます。
* 今回、知事からご指示がありまして、府からイベント中止の協力要請を踏まえて、イベント等を中止された民間事業の場合、府有施設を使われた場合のキャンセル料の取扱いについて、条例や規則等の範囲内での配慮が可能であれば、キャンセル料の徴収についての配慮を各部局でお願いしたいというご趣旨であり、これにつきましては具体的な考え方を、財務部と調整させていただきまして、各部局にご連絡を差し上げたいと思っております。

【知事】

* 僕の考えを伝えておきたいと思います。
* 今回、大阪府が、府のイベントについては、3月20日まで向こう1か月間は中止するという判断をしました。民間にもそれを呼びかけている状況です。なので、まずはこれに対して、府有施設を使ったイベントをキャンセルした場合のキャンセル料については、できるだけ払わなくてすむような解釈を、広く解釈して進めていくべきだと思います。
* ルールはあると思いますから、ルールは大切にして、規則、規約、合意事項の中で、それぞれの関係は処理していきますけれども、その大きな方向性として、キャンセル料について、いろんな状況、解釈で読み込める余地があれば、そこは府そしては請求しない。
* 指定管理者が管理している場合がほとんどとして、指定管理者にも依頼をして対応するということで進めていきたいと思います。
* これは一定、指定管理者との間で、財務部も入らなければならないとも思っていますが。個別対応があるかと。

【健康医療部長】

* そうですね、各部局で状況等を調べる必要があると思いますので、考え方と状況を押さえていただいた上で、具体的な歳入歳出について動きがあるようでしたら、財務部と調整をさせていただきたいと考えております。
* 最後に、本日の本部会議を踏まえまして、資料7の「知事メッセージ」を更新しようと思いますので、ご覧いただければと思います。

【事務局】

* 全体通じましてご意見ございましたら、発言をお願いします。

【総務部長】

* 総務部から報告です。府の職員がもし感染をした場合、あるいはその家族で陽性者が出たというようなときの対応については、本人が発症した場合は、振休または年休で休んでいただくんですけども、ご家族が感染して、職員が濃厚接触者として保健所の方から外出自粛の協力要請があった場合、何も制度がないもんですから、これにつきましては職免で休んでいただくということを今考えています。
* また今日の議論でありましたけれども、学校の臨時休業が仮にあった場合、子供の看護休暇制度がございますのでこれを適用させるというようなことで、これも人事委員会と協議をしておりまして、検討を進めております。
* 制度が整い次第、庁内に周知をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【商工労働部長】

* 職免の場合、発症の時期とか感染の時期によるのでしょうが、本人が職免で休むだけで、その所属としては通常の業務を継続するという理解でよろしいか。

【総務部長】

* 職員が感染した場合は、周りの職員が濃厚接触者になるのではないかというふうに思います。

【健康医療部長】

* 現時点で、無症状感染という事例もみられますが、基本的には症状が出現してからの感染というスタンスで、濃厚接触者の特定をしております。
* また、症状が出現してからマスクなしで近い距離、2ｍ以内の距離で接した方を、原則として濃厚接触者と特定しております。

【事務局】

* 以上をもちまして、会議を終了させていただきます。